

# 一般社団法人日本発達心理学会 広報委員会規程

1990年4月23日 制定

改正 1993年1月1日

2009年2月8日

2011年6月30日

2014年3月20日

2016年9月25日

2017年3月24日

## (目的)

**第1条** この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条第7項に基づき、広報委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

**第2条** 委員会は、広報委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、広報委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、委員若干名、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。

2 委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

## (職務)

**第3条** 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。

3 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

## (業務内容)

**第4条** 委員会は、ニューズレター委員会、及びインターネット・ニューズ委員会と連携を取り、広報に関する次の事項を審議し、処理する。

(1) 日本発達心理学会事務局及び各委員会の活動についての広報

(2) 年次大会についての広報

(3) その他、必要な事業に関すること

## (会議の開催)

**第5条** 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 メーリングリスト上で審議を行うことができる。

## (議事)

**第6条** 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

## (改定)

**第7条** この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。